

令和3年(2021年)5月31日

学校施設利用団体の皆様へ

八王子市教育委員会

学校施設開放利用の再開について

日頃より、本市の学校施設開放につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策における国の緊急事態宣言期間中は、一部限定的に学校施設開放を行っていますが、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(令和3年5月28日)」に基づき、下記のとおり学校施設開放を再開いたします。

記

1. 開放する施設
小・中・義務教育学校の屋外及び屋内施設
2. 開放する期間
令和3年6月1日から順次(ただし、20時までとする。)
3. その他
 - (1) チェックリストを用いて使用場所(トイレ等含む)の消毒作業を行うなど、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力願います。
 - (2) 運動会等の学校行事時及び集団ワクチン接種開催時については、利用不可とします。
 - (3) 試合などの利用人数が多く、地域外の方々の来校が想定される活動は、控えていただきますようご配慮願います。

なお、本通知内容は、令和3年5月31日現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。

八王子市教育委員会
学校教育課学校施設課
電話 042-620-7325